

# 山梨県公報

第二千六百十四号

平成二十八年

六月二十日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○道路の区域変更……………五六三  
○建築基準法に基づく道路位置指定……………五六三

### 公告

○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)……………五六三  
○公共測量の実施……………五六六  
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五六六  
○監査委員……………五六七  
○監査の結果に基づく措置状況……………五六七  
○公安委員会……………五六七  
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五九四  
○その他……………五九四  
○審理の開始……………五九七

## 告示

### 山梨県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧別		延 長 (メートル)
	新	旧	
北都留郡丹波山村字杉奈久保四二〇六番一 地先から 北都留郡丹波山村字親川三九一五番一地先 まで	新	旧	(敷地の幅員 (メートル))
	一六・四〇 三四・三	六・七〇 二六・九	
	新	旧	
	一六・四〇 三四・三	一八二・九	
	新	旧	
	一六・四〇 三四・三	一九八・六	

### 山梨県告示第二百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日  
平成二十八年六月二十日
- 二 指定道路の位置  
笛吹市石和町八田字大郭八十三番四
- 三 指定道路の幅員  
六・〇二メートル
- 四 指定道路の延長  
三十四・〇七メートル

## 公告

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字吉沢二七八七の三、二七八七の四	長田又二、荏本俊雄
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の七、七八七の一一から七八七の一七まで、七八七の二〇、七八七の二二、七八七の二三	武藤かほる、村田富義、望月米、望月誠一、望月隆御、望月三恵子
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の九	望月米
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の一八	望月健一、望月誠一
南巨摩郡早川町黒桂字生木割七八七の五	望月憲芳、望月光子
南巨摩郡早川町草塩字下霞八七一 南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の二、字上ノ原八一九の四	高橋通正、佐野金三、佐野清八、深沢一、深沢新一、深沢久光、藤原正三、望月一精、望月義幸、望月栄、望月満智雄、渡辺幸来、高橋万典、小菅衛、佐野清、深沢正行、望月宗正、佐野延雄
南巨摩郡早川町草塩字下霞八七二の二、字上ノ原八一九の四	佐野延雄、近藤昌信、佐野茂十郎、佐野俊通、佐野清吉、高橋定治郎、高橋寿策、深沢一良、深沢清晴、深沢友次郎、藤原一徳、藤原芳、望月勇、望月市太郎、望月清重、望月重團、望月武、望月虎男、望月芳太郎、望月保之助、望月與吉、渡辺竹重
南巨摩郡早川町草塩字上霞九八二	高橋万典、小菅衛、佐野清、深沢正行、望月宗正、佐野サ卜、望月金三、望月通正、望月栄
南巨摩郡早川町奈良田字鯉水一〇五三の一	深沢アサギク、深沢安太郎、深沢宇三郎、深沢栄造、深沢音吉、深沢亀吉、深沢亀治郎、深沢菊一、深沢金高、深沢銀作、深沢金十郎、深沢國定、深沢倉作、深沢兼義、深沢孝、深沢高之助、深沢好太郎、深沢吾作、深沢駒吉、深沢重作、深沢宗次、深沢庄吉、深沢庄五郎、深沢清次、深沢隆晴、深沢武久、深沢武八、深沢忠雄、深沢常次郎、深沢鶴吉、深沢定太郎、深沢鉄作、深沢鉄助、深沢豊太郎、深沢寅弥、深沢寅義、深沢藤五郎、深沢文吉、深沢兵策、深沢正志、深沢弥吉、深沢義正、深沢立男、深沢銚次郎、深沢栄吉、深沢駿、深沢西之助
南巨摩郡早川町保字後草里二二一七の三、字滝上二〇〇三、字天がれ一九〇四の二、字鑛慶二二二二の一、二二二三の一、二二三八、二二四〇	川口源作、近藤国太郎、近藤貞一、近藤義金、高橋三朗、谷沢善市、樋川透重、保泉伝十郎、望月宇重、望月一喜、望月亀太郎、望月喜観、望月清、望月金十郎、望月金太郎、望月兼安、望月敏則、望月三穂、望月七之助、望月善次、望月善清、望月頼知、望月忠

重、望月照慶、望月徳重、望月秀政、望月広作、望月福太郎、望月福督、望月兵作、望月芳一、望月法太郎、望月道則、望月義昭、近藤知安、近藤曆晴

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年四月二十一日山梨県告示第百六十一号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方が所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町雨畑字遠沢三五三六の一、三五三六の二	望月長治

南巨摩郡早川町塩之上字押越二五三四、二五三八から二五四〇まで、二五四三の内一  
南巨摩郡早川町塩之上字押越二五三八  
無限責任五箇村塩之上負債整理組合

南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の一  
白田き志、深澤きみ多、深沢豊、白田金勢

南巨摩郡早川町塩之上字新大久保二三五二の二（次の図に示す部分に限る。）、二三五二の三  
川村謙二

南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇二、二六一一、二六一三、二六二二  
望月喜時

南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六〇四、二六〇九、二六一二、二六一六、二六一八、二六一八の内三、二六三五  
望月宗利

南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六四〇、二六四〇の三、二六四〇の内一  
西田金重、西田五朗、西田彦十朗、深澤吉松、望月博、白田金勢

南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四四  
西田五朗、大野信虎、天野大吉

南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二  
五箇村森林組合

南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四九（次の図に示す部分に限る。）  
川口猪之松、白田金勢

南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の一・二六四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る）  
大野一男、望月正秀、望月照

南巨摩郡早川町塩之上字梨木畑二六二八	望月照
南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の三	大野悦三、佐野時治郎、望月喜時、望月正作、望月光吉、望月まつ子
南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四五の五、二六四五の八、二六四五の九	望月信雄
南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六五〇の一	深澤長作、深澤萬平、深澤良知、望月今一、望月栄吉、望月古吉
南巨摩郡早川町塩之上字朗場二六四二（次の図に示す部分に限る。）、二六四二の内二	望月稔
南巨摩郡早川町京ヶ島字上ノ山一三一六、一三一六の二、一三一六の三、一三一七	京島永安、望月孝明
南巨摩郡早川町千須和字宮ノ平二三九九、二四〇〇	秋山茂救、近藤嘉吉、長谷川経正、長谷川さく、長谷川善守、宮城川盛、村田まん、望月一郎、望月市猶、望月行士、望月常林、望月萬福、望月みち、望月民喜、望月勇一、望月豊、望月要、望月逸雄、村田始治
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五五、二〇六九、二〇七〇	望月均
南巨摩郡早川町保字大上双里二〇五七	望月秀男

南巨摩郡早川町保字鑛慶二二三九の三

望月廣作

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十八年四月二十一日山梨県告示第百六十二号

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 測量の種類 公共測量（基準点測量、現地測量（数値地形図作成）、路線測量及び

用地測量）

二 測量の地域 北杜市白州町台ヶ原地内

三 測量の期間 平成二十八年三月三十一日から平成二十八年九月三十日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 南都留郡富士河口湖町小立字梶井塚三七七一の一、三七七一の二、三七七一の三、三七七一の四、三七七一の五、三七七一の六、三七七一の七、三七七一の八、三七七一の九、三七七一の一〇、三七七一の一、三七七一の一二、三七七一の一三及び三七七一の六の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園 ゴミステーション	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 南都留郡富士河口湖町河口二千八百一番地の五 有限会社オールドホームズ 代表取締役 古屋茂

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十八年六月二十日

山梨県監査委員	小野浩
同	小泉久司
同	渡邊英機
同	白壁賢一

定例監査（平成27年度下期分）

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成28年3月1日発行（山梨県公報号外第8号）山梨県監査委員告示第1号のとおり

(2) 監査の結果、指摘事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 中北地域県民センター
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月1日、10月29日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件（給与1、契約1）  
1) 平成26年分の年末調整に係る所得控除付金（合計39,000円）が、給与資金前渡職員口座に滞留し、支給が遅延していた。

1) (発生原因の検証結果)  
当該職員の年末調整に係る還付金の還付方法が現金選付であることを見落としていたとともに、還付日に給与資金前渡職員口座の入出金状況を確認していなかった。  
(今後の対応策等)  
今後は、給与口座振込依頼書や給与基本台帳を複数職員で年度当初から数回確認するほか、明細書の還付方法欄を十分に確認し、なおかつ還付日に給与資金前渡職員口座の速帳記帳を確実にを行い再発防止に努めることとした。

2) 北巨摩合同庁舎一般廃棄物等処理業務委託において、単価契約の契約書に予定数量の記載がなかった。また、別表（単価表）中の処理単価に単位が記載されていなかった。

2) (発生原因の検証結果)  
本件は複数単価契約であるが、廃棄物の種類ごとの予定数量については指名競争入札の際に各指名業者に示していたため、落札業者と契約書を取り交わす際には不要なものと認識した。一方で、複数単価契約書にも予定数量を明記することについての認識がなく、また、これについて単位の記載漏れも含め、所内のチェックも不十分であった。  
(今後の対応策等)  
当該契約書別表である一般廃棄物処理単価表を、廃棄物の種類ごとの予定数量及び単価を明記した単価表に変更する旨の契約書を作成し、双方で変更契約を締結した。  
今後は、会計事務ガイドブック等で事務処理の方法等を十分確認し、また、確実な複数チェックを行うことにより再発防止と適正な事務処理に努めることとした。

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター（西八代）
監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月
監査実施日	平成27年9月11日、10月20日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（支出1）	1) (発生原因の検証結果)

行ったものの、NHK受信料の自動口座振替において、支出命令書の支払期日に資金前渡口座から引き落としがされず、口座振替の手続きを改めて行っただけで引き落としがされるまでの間、同口座に資金が滞留していた。

NHK受信料については、これまで納付書により支払いを行っていたが、出納局通知により平成26年度から資金前渡口座からの振替による支払いが可能となった。  
これにより、平成27年度（※支払期日の関係により平成26年度は見送り）から口座振替とするため、平成27年1月に当時の資金前渡職員名義の口座での振替利用届をNHKに提出したが、同年4月の定期人事異動により資金前渡職員が変更になった。  
通常の公共料金では、資金前渡職員の氏名のみが変更となった場合、口座振替依頼書の再提出を行っていないことから、今回も同様の取り扱いが可能であると認識したことが振替不能の原因である。

監査対象所属	企画県民部 富士・東部地域県民センター
監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月
監査実施日	平成27年9月16日、10月21日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件（財産1）	1) (発生原因の検証結果) 担当職員が業務多忙で十分な確認を怠ったことから、使用者に複数の使用許可をしていることを把握していなかった。 (今後の対応策等) 使用者に無届けの土地使用許可に係る届出（変更された担当部署とその代表者名）をすするよう指導し、平成27年10月15日付けで届出書が提出された。 今後は、届出が適切に行われるよう、使用者に対し許可時に周知するとともに、担当内においても注意事項を記載した一覧表を作成し、共有、確認し合うことにより届出漏れを防ぐように努める。

(今後の対応策等)  
資金前渡職員の変更の際は、速やかに資金前渡口座名義の変更手続きを行うとともに、自動口座振替の可否について確認を行い、適正な事務執行に努める。

- ・H27.1.22 口座振替利用届を提出
- ・H27.4.27 資金前渡口座へ支払い、NHKから口座振替訂正依頼（※口座振替不能の連絡）
- ・H27.6.26 口座振替による受信料の支払い（NHKの口座振替は偶数月のみ）

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月22日、11月27日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (物品1)	
1) 郵便切手類受払簿が印務規則第243条に定める様式となっていない。また、受高に記載誤りがあった。	1) (発生原因の検証結果) 平成25年度に郵便切手類受払簿の改正が行われ、月毎に「繰越枚数」を明記し適正に行なったつもりであったが、他の記載誤りに気が付かなかった。 (今後の対応策等) 直ちに郵便切手類受払簿に記載されるべき事項の確認をし、修正を行った。 今後は、財務に関する事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月15日、11月20日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件 (支出1、給与1、契約1)	
1) 安全運転管理者講習会への参加に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。	1) (発生原因の検証結果) 資金前渡による支出の手続きを行ったが、資金前渡によらず、財務規則第80条第1項の適用費目に該当しない立替をしてしまった。前渡資金の清算後、れい入処理を行ったことにより、私費での支出となった。 (今後の対応策等) 今後は当該規定等の適正解釈を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して資金前渡事務を行う。

監査対象所属	企画県民部 富士山科学研究所
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月15日、11月20日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 3件 (支出1、給与1、契約1)	
1) 安全運転管理者講習会への参加に要する経費について、公費で支出すべきところ、私費で支出していた。	1) (発生原因の検証結果) 資金前渡による支出の手続きを行ったが、資金前渡によらず、財務規則第80条第1項の適用費目に該当しない立替をしてしまった。前渡資金の清算後、れい入処理を行ったことにより、私費での支出となった。 (今後の対応策等) 今後は当該規定等の適正解釈を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して資金前渡事務を行う。
2) 単身赴任手当の支給額の改定について、単身赴任手当認定簿による認定が行われていなかった。	2) (発生原因の検証結果) 単身赴任手当に関する規則第8条第2項の規定及び「単身赴任手当の運用について(平成2年3月29日梨人委第207号)の規則第8条関係の1」通知を確認せず、認定簿による認定をしなかった。 (今後の対応策等) 直ちに認定簿による認定を行った。今後は当該規定等の適正解釈を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して手当認定事務を行う。
3) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」に基づき定める条例の運用について「5	3) (発生原因の検証結果) 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(平成17年10月20日出管第447号)の「5

く出納局長への協議が行われていないものがあった。	その他」の内容を確認せず、契約期間について出納局長あて協議を怠った。 (今後の対応策等) 速やかに協議を行った。今後は当該通知に基づき運用を徹底し遵守するとともに、再発防止のため一層留意して適切な事務処理を行う。
--------------------------	--

監査対象所属	企画県民部 県民生活センター
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月25日、平成28年2月5日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 私有自動車を利用した旅行において、通勤手当相当額との調整が行われておらず、旅費が過払いとなっているものがあった。	1) (発生原因の検証結果) 居所発着の県内旅行について、本来通勤距離との差引を行うところ、発着地の区分の確認を失念してしまった事により誤りが生じてしまった。 (今後の対応策等) 旅費の過払い分については、平成27年12月に旅行者本人から返還された。 今後は、旅費計算において更に慎重を期すとともに、担当内相互チェックを一層徹底していく。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月19日、平成28年1月13日	
監査の結果	講じた措置	
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 歳入について、次のおり収入未済があった。	1) (今後の対応策等) 毎年度策定している「税込確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額縮減を目標に掲げ、職員一丸となつて次のとおり取り組んでいる。 ① 課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の利用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。 ② 滞納者への対策としては、早めに文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット	
科目	平成26年度年度決算時	平成27年10月末現在
個人県民税	1,587,826,911	1,317,654,682
法人県民税	23,964,383	17,145,828
直轄人事業税	31,838,828	22,591,555
接法人事業税	51,375,083	44,260,175
不動産取得税	92,098,606	66,707,972
自動車税	203,855,679	141,578,991
固定資産税	6,000	0
徴収区	1,960,365,490	1,609,938,907
合計		

	<p>ト公売、不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の更なる圧縮に取り組んでいる。</p> <p>③ 県税の滞納繰越額の約8割を占める個人県民税対策については、平成26年度の組織再編により、地方税滞納整理推進機構を県税事務所に移管し、市町村支援の一体化を図って、市町村との共同文書催告や、合同研修、合同不動産公売のほか、県が引き継いで滞納整理を行う「地方税法第48条による直接徴収」や個人住民税の特別徴収の推進などの取り組みを行っている。また、新規事業として、市町村へ職員を派遣し、派遣先市町村の職員とともに個人県民税を含む市町村税の滞納整理を行い、これらの取り組みを通じて個人県民税の徴収強化に努めている。</p>
--	---

<p>監査対象所属 総務部 消防学校</p> <p>監査対象期間 平成26年8月～平成27年7月</p> <p>監査実施日 平成27年10月26日、12月1日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件(財産1)</p> <p>1) 公有財産の使用許可事務において、使用許可期間を更新したものがあったが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 行政財産の使用許可更新をした後は、移動報告をしなければならぬことを担当者は十分に承知していたが、平成26年度は新消防学校の建て替え工事に係る行政財産の移動報告事務が頻繁にあり、特に当該事案については更新期間等について事前相談及び事後報告を電話やメールで行っていたため、公文書での移動報告についても行ったものと誤認してしまった。</p> <p>(今後の対応策等) 直ちに、移動報告を行った。</p> <p>今後は、行政財産の移動報告だけではなく、行政財産関係の事務全般について、細部にわたる自主点検を担当者が定期的に実施し、点検結果を教頭及び校長に報告することで、担当者の失念等による報告漏れ等を防止していく。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 中北保健福祉事務所(本所)</p> <p>監査対象期間 平成26年7月～平成27年6月</p> <p>監査実施日 平成27年9月15日、10月20日</p>	<p>監査の結果</p> <p>講じた措置</p>
--	---------------------------

<p>(指導事項) 1件(収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 5,718,500円</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 80,972,535円 平成27年度分 632,837円 合計 先数 155件 81,605,372円</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 466,948円 平成27年度分 881円 合計 先数 20件 467,829円</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 10,058,337円 平成27年度分 24,402円 合計 先数 14件 10,082,739円</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 224,837円 平成27年度分 348円 合計 先数 4件 225,185円</p> <p>⑤母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 2件 41,681円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 長期未償還者や高額滞納者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。訪問、手紙、電話、来所、住所調査等の措置を講じ、滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未収金回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細やかな償還指導を行う。</p> <p>監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。</p> <p>【一般会計】</p> <p>①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 5,700,500円 (収納済 18,000円)</p> <p>【特別会計】</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度 78,093,253円 (収納済 2,879,282円) 平成27年度分 627,671円 (収納済 5,166円)</p> <p>合計 先数 149件 78,720,924円 (収納済 2,884,448円)</p> <p>②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 451,736円 (収納済 15,212円) 平成27年度分 881円 合計 先数 17件 452,617円 (収納済 15,212円)</p> <p>③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 9,626,193円 (収納済 432,144円) 平成27年度分 15,827円 (収納済 8,575円)</p> <p>合計 先数 14件 9,642,020円 (収納済 440,719円)</p> <p>④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 223,998円 (収納済 839円) 平成27年度分 0円 (収納済 348円)</p> <p>合計 先数 3件 223,998円 (収納済 1,187円)</p> <p>⑤母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 2件 29,681円 (収納済 12,000円)</p>
---	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 峡東保健福祉事務所</p>	
-------------------------------	--



監査対象期間	平成26年7月～平成27年6月	
監査実施日	平成27年9月24日、10月22日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数 1件 364,000円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 8,467,956円 平成27年度分 477,606円 合計 先数 29件 8,945,562円 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 172,113円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,416,000円 平成27年度分 4,681円 合計 先数 2件 1,420,681円	1) (今後の対応策等) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済については、郵送、電話、訪問等により滞納者の収入や生活等の現況確認を行い、今後の償還計画を作成し、現金又は納付書により毎月償還するよう指導を行っている。所在不明の滞納者については、償還指導継続のため、住民票等の確認により所在の調査を実施している。 また、失業等により収入が少ないため償還困難なケースについては、市、ハローワーク、フードバンク等と連携し、就業や生活支援を行っている。 監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。 【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 先数 1件 264,000円 (収納済 100,000円) 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 7,734,658円 (収納済 733,298円) 平成27年度分 219,115円 (収納済 258,491円) 合計 先数 19件 7,953,773円 (収納済 991,789円) ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 1件 171,492円 (収納済 621円) ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 1,327,500円 (収納済 88,500円) 平成27年度分 0円 (収納済 4,681円) 合計 先数 1件 1,327,500円 (収納済 93,181円)
監査対象所属	福祉保健部 岐南保健福祉事務所	
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月5日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置
<b>(指導事項) 1件 (収入1)</b>		

	1) 平成26年度に支出した生活保護費について、返納要件に該当した交付先に対し、正しい入手続を行ったが、納期陸及び出納整理期間までに正しい入されなかった。このため、財務規則第54条に定める平成27年5月1日に現年度の歳入として測定すべきであったが、監査日現在、測定が行われていないものがあつた。(合計 220,562円)	
<b>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</b>	1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 14,055,087円 平成27年度分 89,307円 合計 先数 20件 14,144,394円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 過年度分 先数 1件 16,200円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 4,089,706円 平成27年度分 105,573円 合計 先数 11件 4,195,279円 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 87,412円 ③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 1件 102円	1) (発生原因の検証結果) 出納閉鎖期までに正しい入にならなかった案件については、当該期間満了日の翌日(5月1日)に現年度の歳入として測定向いを起こすべきところ、測定作業を行う担当者が引き継いでおらず行っていない。 (今後の対応策等) 出納閉鎖期までに正しい入にならなかった案件については、当該期間満了日の翌日において起案者又は後任者が現年度の歳入として測定処理を行い、その後、債権管理担当者へ引き継ぐこととした。 今後は、財務規則に基づく事務処理が適切に行われるよう、担当職員に周知徹底を図るとともに、正しい入に係る収納状況が分かる一覧表を活用し再発防止に努める。
	1) (今後の対応策等) 指導事項に係る収入未済額については、次の措置を講じており、引き継ぎ収入未済額の縮小に向け取り組みを強化していく。 平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 平成18年度の出先機関の再編により他所から当事務所へ引き継がれた債権もある中、過年度分の債権から回収に努めている。 回収可能な債権については分納等により毎月納付書を送付し回収に努めているが、回収が困難な債権については債務者の現状を把握するとともに、訪問調査などにより債務者の理解が得られるよう説明し、債権回収にあたっている。 過年度分 13,899,162円 (収納済 155,925円) 平成27年度分 60,271円 (収納済 29,036円) 合計 先数 18件 13,959,433円 (収納済 184,961円)	なお、時効の完成により債権が消滅したものは、不納欠損の手続きを年1回程度、知事(福祉保健総務課)に協議しながら行っている。 (平成27年度不納欠損見込額 先数2件 3,175,544円) ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 債務者の理解が得られず未回収であり、

<p>平成27年5月31日に時効が完成した。 (平成27年度不納欠損見込額 先数1件 16,200円)</p> <p>【特別会計】 母子福祉資金の滞納者に対しては、来庁を促しての償還指導や自宅訪問による償還指導等を行い、債務承認の徴収や分納による償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況を説明するなど指導の強化を講じている。</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 償還計画の履行が困難となった償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じて分納等の指導を行い、「支払計画書」を徴している。 過年度分 3,850,674円 (収納済 239,032円) 平成27年度分 101,129円 (収納済 4,444円) 合計 先数 10件 3,951,803円 (収納済 243,476円) ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 87,412円 (収納なし)</p> <p>なお、先数2件のうち、1件は自己破産による納付免除となっており、1件は元金を先に分納している。</p> <p>③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 0件 0円 (収納済102円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該補助金の実績報告書が提出された際、町と何回か別の添付書類の修正等のやりとりをしたが、その際添付書類の確認を失念してしまった。 また、額の確定通知を起案し、担当内での決裁時に、添付書類の確認を忘れてしまった。 (今後の対応策等) 今後、このような事務処理ミスが生じないよう、担当内はもとより所内で補助金等チェックリストを活用するなどし、チェックを徹底し取り組んでいく。</p>	<p>平成27年5月31日に時効が完成した。 (平成27年度不納欠損見込額 先数1件 16,200円)</p> <p>【特別会計】 母子福祉資金の滞納者に対しては、来庁を促しての償還指導や自宅訪問による償還指導等を行い、債務承認の徴収や分納による償還を促すとともに、状況に応じて連帯保証人に連絡し、償還状況を説明するなど指導の強化を講じている。</p> <p>①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 償還計画の履行が困難となった償還者に対しては、面談による償還指導を行っている。また、必要に応じて分納等の指導を行い、「支払計画書」を徴している。 過年度分 3,850,674円 (収納済 239,032円) 平成27年度分 101,129円 (収納済 4,444円) 合計 先数 10件 3,951,803円 (収納済 243,476円) ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 2件 87,412円 (収納なし)</p> <p>なお、先数2件のうち、1件は自己破産による納付免除となっており、1件は元金を先に分納している。</p> <p>③母子福祉資金貸付金違約金 過年度分 先数 0件 0円 (収納済102円)</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該補助金の実績報告書が提出された際、町と何回か別の添付書類の修正等のやりとりをしたが、その際添付書類の確認を失念してしまった。 また、額の確定通知を起案し、担当内での決裁時に、添付書類の確認を忘れてしまった。 (今後の対応策等) 今後、このような事務処理ミスが生じないよう、担当内はもとより所内で補助金等チェックリストを活用するなどし、チェックを徹底し取り組んでいく。</p>
<p>監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所 監査対象期間 平成26年7月～平成27年7月 監査実施日 平成27年10月6日、11月6日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>2) 山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金について、実績報告書に添付する書類として同交付要綱に定められている歳入歳出決算(見込)書抄本が提出されていないものがあった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 担当職員の誤解や、理解が不十分であった。また、所属内チェックも不十分であった。(今後の対応策等) 担当内研修や支給事務でのチェックリスト添付による確認を行う。</p>
<p>【指導事項】 3件 (収入1、給与1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 13,675,615円 平成27年度分 2,100,694円 合計 先数 17件 15,776,309円</p> <p>【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 20,272,098円 平成27年度分 644,112円 合計 先数 52件 20,916,210円 ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 319,262円 平成27年度分 120円 合計 先数10件 319,382円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 2,735,786円 平成27年度分 12,800円 合計 先数5件 2,748,586円 ④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数 4件 130,802円</p> <p>2) 児童手当について、次のとおり不適切な事務処理があった。 ①児童の監護者の変更について、児童手当事務取扱要領第9条に定める受給事由消滅届の提出がないまま、職員からの口頭申出により支給終了としていた。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 生活保護費については、保護開始時に収入申告の必要性・重要性を被保護者に認識させ、保護費の返還の発生を抑えるとともに、保護費の一部振替による回収も行う。貸付金については、連帯保証人を含めた償還指導を継続して行う。 監査日から平成28年3月18日現在までの収納状況は次のとおり。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 13,571,615円 (収納済104,000円) 平成27年度分 2,044,694円 (収納済56,000円) 合計 先数 16件 15,616,309円 (収納済160,000円)</p> <p>【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 19,468,512円 (収納済803,586円) 平成27年度分 491,230円 (収納済152,882円) 合計 先数51件 19,959,742円 (収納済956,468円) ②母子福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 302,353円 (収納済16,909円) 平成27年度分 0円 (収納済120円) 合計 先数10件 302,353円 (収納済17,029円) ③寡婦福祉資金貸付金償還金(元金) 過年度分 2,700,786円 (収納済35,000円) 平成27年度分 0円 (収納済12,800円) 合計 先数4件 2,700,786円 (収納済47,800円) ④寡婦福祉資金貸付金償還金(利子) 過年度分 先数4件 130,802円 (収納なし)</p>

<p>②職権に基づき支給額の改定処理を行った者が、同要領第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。</p> <p>3) 賃借品である自動体外式除細動器 (AED) について、財務規則第168条に定める占有物品受人調書が作成されていなかった。</p>	<p>3) (発生原因の検証結果) 担当職員の誤解や、理解が不十分であつた。また、所属内チェックも不十分であつた。(今後の対応策等) 直ちに占有物品受人調書を作成した。担当内で研修を行うとともに、占有物品受人事務に漏れが出ないよう、新任者への引継を確実に行う。具体的には引継書に当該事務を新たに記載しておく。</p>
---	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 都留児童相談所</p> <p>監査対象期間 平成26年10月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月25日、平成28年1月27日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
---	--------------

<p>(指導事項) 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 1件 84,280円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成19年9月、10月に支出した一時保護委託費について、一般の児童養護施設へは被虐待児加算が付けられるが、制度的に里親へは付けられないということを当時の担当者が十分理解していなかったため本事業が発生した。 平成22年度に過払い事案が判明したが、所在不明ということもあり、債務者と連絡が取れなかった。平成24年度に再度確認したところ、債務者と連絡が取れ、その時点より返還督促を実施しているが、当時債務者が受領した委託費は、すべて受託児童のために支出したため残っていないので返す義務はないとの理由で現在も返還はされていない。(今後の対応策等) 今後、債務者の理解を得られるよう継続的に返還督促を実施することとし、収入未済の解消に努める。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 事務担当者が、目的地の最寄り駅以降のバス代については、旅行雑費で対応するということを十分把握していなかった。(今後の対応策等) 過払い分はいい入済みである。今後は、旅費の支出が適切に行われるよう、支出の際の注意事項一覧表を作成し、再発防止に努める。</p>
---	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 甲陽学園</p> <p>監査対象期間 平成26年9月～平成27年8月</p> <p>監査実施日 平成27年11月26日、平成28年1月22日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
---	--------------

<p>(指導事項) 4件 (収入1、給与2、契約1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 児童福祉施設費負担金 過年度分 640,808円 平成27年度分 147,100円 合計 先数 10件 787,908円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 児童福祉施設費負担金については、山梨県債権回収及び処理マニュアルに基づき、文書、電話、訪問により回収に努めており、債務者の生活状況によっては分割納付についても指導している。 また、納期限を過ぎても納付が確認できないものについては、速やかに督促状を発行し、適正な債権管理を図る。 監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。 児童福祉施設費負担金 過年度分 640,808円 (収納なし) 平成27年度分 67,000円 (収納済 80,100円) 合計 先数 8件 707,808円</p> <p>2) (発生原因の検証結果) 当該非常勤嘱託職員が県外に転居したため、県外の収納金融機関でれい入金を納付した結果、県の歳計に計上された日が出納整理期間を経過した。 (今後の対応策等) 県外に在住する者へのれい入については納期限が出納整理期間にわたる場合は、県の歳計に計上される日に留意して早期納入を依頼するとともに、納期限前に財務会計システムにより確認し、納入がない場合は早急に納付するよう速やかに納入に促す。</p> <p>3) (発生原因の検証結果) 受給者には改定額を口頭連絡したが、児童手当事務取扱要領に定める額改定通知の交付を行っていなかった。 (今後の対応策等) 今後は、児童手当事務取扱要領に基づく事務手続きを確実に行うよう事務処理を進める。</p> <p>4) (発生原因の検証結果) 従来から使用していた契約書の見直しを行わず使用していた。 (今後の対応策等) 今後の契約に当たっては、契約書に適切な数量を記載する。</p> <p>3) 児童手当について、額改定請求書及び職権に基づき支給額の改定処理を行っているが、児童手当事務取扱要領第3条第2項及び第5条に定める額改定通知の作成及び受給者への交付を行っていないものがあつた。</p> <p>4) 業務委託契約書に次のとおり不備があつた。 ①厨房グリストラップ廃棄物収集運搬委託において、数量及び契約保証金に関する記載がなかった。 ②厨房グリストラップ廃棄物処分委託に</p>
---	--

において、数量及び里価が明確になっていなかった。また、契約保証金に関する記載がなかった。

また、契約保証金を免除する場合は、財務規則の規定に基づく根拠を明確にする。単面については、収集運搬委託契約と処分委託契約とで明確に区分する。

監査対象所属	福祉保健部 こころの発達総合支援センター
監査対象期間	平成26年10月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月30日、平成28年2月4日
	監査の結果

(指導事項) 1件(支出1)

1) 日本発達心理学会第26回大会への参加に要する経費については、公費で支出すべきであったが、支出負担行為同いを作成した後ら、資金前渡の手続きを行わなかったことから、私費で支出されていた。

(発生原因の検証結果)

1) 事業直前に資金前渡の支出命令の起案をしていなかったことに気づいたが、間に合わないと思い、誰かに相談することもなく私費で補うという結論に至った。他の方法で処理が可能かもしれないことを、当事者が知らなかった。また、相談出来る事務方の職員が、当センターにいないことも要因としては大きい。

(今後の対応策等)

資金前渡がある場合は、他の職員も気をつけるようにし、声を掛け合うようにする。また資金前渡以外の支払方法の可能性もあるので、まずは、経理を担当する関係部署と相談することを周知した。

監査対象所属	福祉保健部 障害者相談所
監査対象期間	平成26年11月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月27日、平成28年1月21日
	監査の結果

(指導事項) 2件(支出1、契約1)

1) 後納郵便料金について、引落口座の変更の際に「ゆうびんピエカード」の名称を変更した別のカードを取得したことで変更が完了したと思いつき、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」を提出しなかったことにより、他所属用の口座から当所の5月分が引落され、他所属の5月分が振替不能となっていた。

(発生原因の検証結果)

1) 事務担当者の後納郵便料支払システムに対する理解不足のため、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」の提出を怠った。

(今後の対応策等)

振替不能となっていた他所属の請求金額を精算するため、出納局管理課職員立ち会いで障害者相談所、中央児童相談所の公共口座から振替不能となった資金を引き出し、他所属の請求金額を現金で支払い、資金前渡精算書を作成し、所属長の決裁後、峡中会計財務審査科に回覧した。

また、「預貯金口座振替・自動払込承認申請書」を7月7日に提出し、8月請求分からは障害者相談所の公共口座から支払を行っている。なお、4、6、7月分は従来どおり中

2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。

中央児童相談所が障害者相談所の経常経費で支払った。

(発生原因の検証結果)

2) 事務担当者の長期継続契約に対する理解不足により、協議を怠った。

(今後の対応策等)

出納局管理課の指導を受け、平成28年4月から運用通知に沿った長期継続契約を締結する。

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月3日、平成28年1月26日
	監査の結果

(指導事項) 4件

(収入1、契約1、重点事項2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

①児童福祉施設費負担金  
 過年度分 1,871,416円  
 平成27年度分 133,000円  
 合計 先数 5件 2,004,416円

②あけぼの医療福祉センター使用料  
 過年度分 3,181,100円  
 平成27年度分 231,963円  
 合計 先数 10件 3,413,063円

1) (今後の対応策等)

引き続き、文書、電話、家庭訪問、保護者来所時の面談による督促や分割納付誓約書の徴収により回収を進めるとともに、新たな収入未済が生じた場合は未収金が多額にならないよう関係セクションと連携し早期回収に努める。

監査日から平成28年2月末日現在までの収納状況は次のとおり。

①児童福祉施設費負担金  
 過年度分 1,857,916円 (収納済 13,500円)  
 平成27年度分 133,000円 (収納なし)

合計 先数 5件 1,990,916円 (収納済 13,500円)

②あけぼの医療福祉センター使用料  
 過年度分 3,087,372円 (収納済 93,728円)  
 平成27年度分 214,970円 (収納済 16,993円)  
 合計 先数 8件 3,302,342円 (収納済 110,721円)

2) (発生原因の検証結果)

職員に協議が必要との認識がなく、長期継続契約制度に対する理解が不十分であった。

(今後の対応策等)

職員に事務手続きの周知徹底を図った。今後は協議が必要な委託契約のリストを作成するとともに職員間で情報共有し、次回契約の際には通知に基づいた適正な処理が行われるよう徹底する。

<p>3) 自動販売機の設置を目的とした保有財産賃借契約に係る家賃貸付料について、契約書には、異が発行する納入通知書により各年度の年額を毎年度4月30日までに納付するものと規定されているが、納入通知書の納期限を5月25日としたことから、契約書に記載された納期限までに納付されていないものがあつた。(合計 64,800円)</p>	<p>3) (発生原因の検証結果) 職員に契約書の納期限に対する認識がなく、調定処理に対する理解が不十分であつた。 (今後の対応策等) 職員に契約書記載の納期限を理解させるとともに、年度当初速やかに調定処理を行い、納入通知書の納期限を4月30日に指定することで契約書の規定に基づいた適正な処理が行われるよう徹底する。 4) (発生原因の検証結果) 複数の移動報告をまとめて報告する過程で、事実発生の月が相違していたことから、報告対象から漏らしてしまった。 (今後の対応策等) 移動報告は、事実が発生した時点で速やかに行う原則を職員に理解させるとともに、報告が複数となる場合は、報告対象を月単位でまとめるなど遺漏が生じないように徹底する。</p>
--	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 育精福祉センター 監査対象期間 平成26年10月～平成27年9月 監査実施日 平成27年12月2日、平成28年1月12日 監査の結果</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 財務規則第107条の契約書作成省略の規定は、他の法令により作成を義務づけられている契約書の作成までも省略できる趣旨のものではないことを看過したことが原因である。 (今後の対応策等) 今後は、当該事務処理に関連する法令を精査し、このようなことのないよう注意して行く。また、今回指摘された事案については、今後、あらかじめ契約書を作成した上で、発注を行うこととする。</p>
<p>(指導事項) 1件 (契約1) 1) 業廃棄物の運搬・処分等の委託契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第6条の2により、金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、平成26年度感染性廃棄物の運搬・処分については、契約書の作成を省略していた。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 監査日から平成28年3月10日現在までの状況は次のとおり。 ①児童福祉施設費負担金 平成27年度分 1,130,396円 ②育精福祉センター使用料 平成27年度分 13,800円 合計 先数 137件 1,375,016円 ③育精福祉センター使用料 平成27年度分 13,800円</p>

<p>合計 先数 2件 363,500円 ③雑入 過年度分 1,937円 平成27年度分 42,297円 合計 先数 2件 44,234円 ④違約金及び延納利息 過年度分 先数 1件 1,815,336円</p>	<p>過年度分 349,700円 平成27年度分 13,800円 合計 先数 2件 363,500円 ③雑入 過年度分 1,937円 平成27年度分 40,731円 合計 先数 2件 42,668円 ④違約金及び延納利息 過年度分 先数 1件 1,815,336円 督促状送付はもとより、家庭状況に配慮しながら、個別の電話連絡、自宅訪問、来所の際の面談、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けて行く。 また、違約金及び延納利息については、業務委託に係る業務継続不能によるものであるが、債務者の破産手続がこのほど終了(異時廃止)したことから、今後の事務処理につき、本課、幹事課、出納局と協議のうえ、検討を進めて行く予定。</p>
<p>2) グラストラック汲取り清掃に係る産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る委託契約書に次のとおり不備があつた。 ①契約金額が記載されていた。②暴力団排除条項関連条項及び契約保証金免除条項が設けられていなかった。③契約期間が誤って記載されていた。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 財務規則等により契約書に規定すべき条項等の認識不足から、財務関係例規上必要とされる契約書の体裁から逸脱した契約を締結してしまつたものである。 (今後の対応策等) 今後は、グラストラック汲取り清掃に係る産業廃棄物の収集・運搬の必要が生じた場合には、不備のあつた所要の事項を訂正、追記した契約書を作成し、発注を行うこととする。</p>

<p>監査対象所属 福祉保健部 富士ふれあいセンター 監査対象期間 平成26年9月～平成27年8月 監査実施日 平成27年11月27日、平成28年1月27日 監査の結果</p>	<p>1) (指導事項) 1件 (財産1) 1) 施設用地に係る借受財産において、平成27年4月から土地賃借料が変更となつたものがあつたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。 (今後の対応策等) 指導致、直ちに関係課に連絡するとともに、総務部長に対し速やかに借受財産移動報告書の提出を行い、借受財産台帳の適正化を行った。 今後は、公有財産事務取扱規則や財務規則に精通し、事務に遺漏のないように研鑽を図る。</p>
--	---

		っていく。
監査対象所属	福祉保健部 衛生環境研究所	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月	
監査実施日	平成27年11月27日、平成28年1月19日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。	1) (発原因の検証結果) 長期継続契約にかかるとの制度についての知識が不足していた。 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」(出納局長通知)により対象となる契約を長期継続契約としない場合は、出納局長に協議する必要があることを職員が認識していなかった。 (今後の対応策等) 長期継続契約にかかるとの制度について職員に周知を図り、適正な事務の執行を徹底する。 なお、平成27年度契約については既に契約期間の大部分を経過していることから、平成28年度契約から出納局長と協議する。

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月	
監査実施日	平成27年12月4日、平成28年1月28日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (重点事項1)	1) 消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消火器等の機器点検が、本来の実施すべき時期から3か月以上経過した後に行われていた。	1) (発原因の検証結果) 消防法の規定を正しく理解していなかったため、消火器等の機器点検の実施が遅れてしまった。 (今後の対応策等) 来年度からは規定どおり6か月に一度の機器点検を徹底する。今後は年間の点検計画を作成し周知することにより、規定に基づく事務手続きが適切に行われるように情報の共有化を図り、再発防止に努める。
監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月19日、11月20日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (財産1、契約1)	1) 公有財産の使用許可事務において、使用許	1) (発原因の検証結果)

可期間を更新したものがあつたが、公有財産台帳に反映されておらず、台帳の許可期間が更新されていなかった。また、公有財産台帳の記載事項に変更があつたが、同様に公有財産台帳に反映されておらず、台帳の変更事項が修正されていなかった。	公有財産の使用許可を更新した際には、その都度、移動報告書を出したと認識していたが、移動報告書の内容と公有財産台帳への反映状況について確認依頼があつた際、十分に確認していなかった。 (今後の対応策等) 指導事項については、移動報告書を出し、正しい記載事項に変更されたことを確認した。今後は適時移動報告書を出すとともに、その反映状況の確認を適切に行う。
2) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。また、通年度で契約すべきところ、年度途中からの契約となつてしまったものがあつた。	2) (発原因の検証結果) 当該設備は、研究計画に伴う契約対象物件数が変動する場合があることに加え、設置から20年以上経過し著しい老朽化がみられるため、単年度で契約を締結していたが、出納局長への協議について正しく理解していなかった。 (今後の対応策等) 出納局管理課へ確認したところ、当該設備は耐用年数15年を経過しているため、長期継続契約に馴染まない状況となつたことから、協議するよう指導があつた。これに基づき協議し、承認を得たため、今後は単年度契約を締結していくこととし、通年の形に改める。

監査対象所属	産業労働部 産業技術短期大学校	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月20日、11月26日	
	監査の結果	講じた措置
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)	1) 購入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数 3件 1,005,000円	1) (今後の対応策等) 訪問や催告書の送付などにより回収を進め、予備監査時点で、1,005,000円であった未収金は、平成27年度末で次のとおり。 授業料 過年度分 先数3件 885,000円 今後も定期的な訪問や文書等による催告を行い、継続して未収金の回収に努める。 2) (発原因の検証結果) ①塩山キャンパス空調機器保守点検業務については、設備の耐用年数を過ぎていたことから長期間の契約は難しいため単年度契約を行ったが、出納局長への協議について、正しく理解していなかった。 ②都留キャンパス空調機器保守点検業務については、塩山キャンパスの契約を参考に単年度契約を行った。また、出納局長への協議について、正しく理解していなかった。

	(今後の対応策等) ① 嵐山キャンパス空調機器保守点検業務については、平成28年2月4日に、単年度契約を行うことを出納局に協議し、平成28年2月25日承認の回答を得た。 ② 那留キャンパス空調機器保守点検業務については、平成28年度から条例及び運用通知に基づき、契約期間を3年とする長期継続契約を行うこととし、見積合わせを行い、平成28年3月18日に業者を決定し、契約を締結した。
--	--

監査対象所属	産業労働部 岐南高等技術専門校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年10月
監査実施日	平成28年1月7日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) (発生原因の検証結果) 財務規則の規定に基づき契約書を作成すべき契約額に満たないため、契約書の作成を必要としないと考えたことによる。 (今後の対応策等) 指摘を受け直ちに関係法令の条文と本件事案とを照らし、また、所管する関係課の見解を求め、契約書作成の必要性を確認した。今後は、不明な点または疑義のある契約について手続きの実態を法令等と照合し、さらに支出の段階においても法令等に基づく支出の根拠を改めて精査するなど、再発防止に努める。

監査対象所属	産業労働部 就業支援センター
監査対象期間	平成26年11月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月22日、11月27日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (収入1)	1) (発生原因の検証結果) 担当者(起案者)が、測定向け作成時に財務会計システムで誤った科目を選択してしまつた。他のスタッフ(参照者等)も、誤りがあることに気づかず、チェック機能が働かなかつた。 (今後の対応策等) 直ちに更正命令書を作成し、科目の更正を行った。 今後は、測定向けに入力されている科目に

誤りがないか、起案時や参照時等の確認を徹底し、再発防止に努める。

監査対象所属	農政部 西部家畜保健衛生所
監査対象期間	平成26年10月～平成27年10月
監査実施日	平成28年1月7日
監査の結果	講じた措置
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 産業廃棄物収集・運搬委託契約は単価契約であるが、予定数量には廃棄物の総量(t)、単価には運搬に係る車両1台あたりの単価が記載されており、運約金条項に定められた運約金の算出ができないものとなつていた。 (今後の対応策等) 平成27年度の当契約については契約締結済みであるため、変更契約により予定数量を「廃棄物の総量(t)」から「運搬に係る車両台数(台)」に改めた。 今後はチェック機能を強化し、契約に関する事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	農政部 水産技術センター
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月7日、11月5日
監査の結果	講じた措置

(指導事項) 2件 (財産1、重点事項1)	1) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 5筆
1) (発生原因の検証結果) 未登記5筆のうち、3筆は買収当時(昭和47年前後)相続絡みで未登記になつていたものであり、以後も多くの相続人が死亡しており権利関係が錯綜している。残り2筆は民間会社から買収したものであるが、すでに倒産しており連絡が取れない状態である。 (今後の対応策等) 買収から40年余りが経過して状況の把握が非常に困難であるが、未登記の解消に向け権利関係の調査等を継続して実施する。	2) (発生原因の検証結果) 浄化槽保守点検清掃業務委託の際、登録の確認を行わなかつた。 (今後の対応策等) 当該業者については林務環境事務所に対して知事登録の申請を行い、平成27年10月16日付けで登録が行われた。今後は点検業務委託の際、登録通知等により登録の有無について確認を実施する。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター(病害虫防除所)
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月20日、11月17日
監査の結果	
(指導事項) 2件(重点事項2)	講じた措置
1) 浄化槽法で2か月に1回以上行うことが義務づけられている浄化槽の保守点検について、3か月に1回実施する旨の委託契約が行われていたものがあつた。	1) (発生日の検証結果) 施設に設置してある浄化槽処理方式の理牌に誤りがあり、浄化槽法で定められている必要回数を下回る契約を業者と締結してしまつた。また、業者との契約時の確認が不足していた。 (今後の対応策等) 浄化槽法の再確認と施設内の浄化槽処理方式について再確認を行つた。また、契約業者と変更契約を締結し、必要回数を確保した。
2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付け及び電気通信線路の設置を目的とした行政財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあつた。	2) (発生日の検証結果) 担当者の人事異動と契約更新の時期が重なり十分な確認がなされなかつた。また、事務引継書の事務手続きに誤りがあつたため、報告が遅れてしまつた。 (今後の対応策等) 監査での指導後、速やかに移動報告を行つた。また、引継書の移動報告時期を「年度末」から「直ちに」と訂正した。

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月19日、11月17日
監査の結果	
(指導事項) 4件(収入2、財産1、契約1)	講じた措置
1) 歳入について、次のおり収入未済があつた。 受精卵払い下げ代金 平成27年度分 先数1件 210,600円	1) (発生日の検証結果) 受精卵の払い下げについては、相手方が固定された団体又は資格者であり、納入が確実であつたことから、収納の確認不足があつた。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに相手方に口頭連絡により納入を要請し、数日後に全額納入を確認した。 また、相手方を訪ね、口頭注意するとともに支払い事務の是正を要請した。 今後は、財務会計システムでのこまめな納入状況確認及び期限が近づいた相手方に連絡を取り納入を促すなどの対策により、確実かつ速やかな納入となるよう徹底する。
2) 受精卵払い下げ代金について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていないものがあつた。	2) (発生日の検証結果) 受精卵の払い下げについては、相手方が固定された団体又は資格者であり、納入が確実であつたことから、今まで未納により督促をした事例が無く、督促状発付について認識不足があつた。 (今後の対応策等) 今後は、財務会計システムでのこまめな納入状況確認及び期限が近づいた相手方には連絡を取り納入を促すなどの対策により、期限内納入となるよう努めるとともに、納入の確認ができない案件については、規定に基づき督促状を発行していく。
3) 公有財産の使用許可事務において、使用許可期間を更新したものがあつたが、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	3) (発生日の検証結果) 公有財産の使用許可後の手続きについて担当者の認識不足があつた。 (今後の対応策等) 予備監査後、速やかに移動報告を行い、公有財産台帳への掲載を確認した。 今後は報告漏れのないよう、年度当初において再度確認し、規定に基づき適正に事務処理を行うことを徹底する。
4) 牛の登録等の証明書発行等に係る委任は単価契約であるが、契約書に予定数量の記載がなかつた。	4) (発生日の検証結果) 当初の起案文書には予定数量を別業で起案してあつたが、契約書の製本時に添付し忘

も更に強化していく。



	<p>れていた。担当者の確認不足があった。 (今後の対応策等) 予備監査後、直ちに契約書の相手方に連絡するとともに、文書にて予定数量の通知を行った。 また、事例をもとに、契約を交わす際、複数担当者でのチェックを行うよう所属内にて周知徹底を図った。</p>
--	---

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月14日、11月11日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 2件 (物品1、財産1)</b> 1) 生産物を売却しているが、平成27年度分について、財務規則第238条に定める生産物出納簿が作成されていなかった。 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けに係る賃貸借契約書において、貸付場所の記載に誤りがあった。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 平成27年度に集計システムを作成しデータ入力したが、担当者が生産物出納簿の紙出力を失念した。また、所属内のチェックが徹底されていなかった。 (今後の対応策等) 監査後速やかに出力を行い、販売実績ごとに出力するよう徹底した。 2) (発生原因の検証結果) 契約書の作成時に貸付場所の確認が徹底されなかった。 (今後の対応策等) 貸付場所の変更契約を取り交わした。 今後は、契約書作成時の内容確認を徹底する。</p>		

監査対象所属	県土整備部 中部横断自動車道推進事務所	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月	
監査実施日	平成27年10月13～15日、11月25日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (工事1)</b> 1) 中部横断自動車道泥之沢(川)工事用道路3工区改良工事(明許)及び一般県道割子切石線道路改良工事において、山梨県公共事業ポータルサイトの情報公開サービスで公表されている変更契約の内容が、変更設計書の内容と一致していなかった。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 変更契約の事務処理を行う際、情報公開サービスの掲載内容を修正していなかった。 (今後の対応策等) 指導を受けた翌日に県土整備総務課に連絡し、掲載内容の修正を行った。 今後は、チェック体制を強化し、再発防止に努めていく。</p>		

監査対象所属	県土整備部 新築状・西側東道路建設事務所
監査対象期間	平成26年7月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月7～8日、11月6日

	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (収入1)</b> 1) 新御坂トンネル天井板撤去関連工事の請負業者が使用した電気使用料金の測定について、仮設電源の電気料金算定基礎とした電力量料金等の単価が消費税込みであるにもかかわらず、電力量料金等の単価に使用量を乗じた金額に再度消費税額を加算したため、過大に算定されていた。</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 測定額の算定内容に対する担当職員及び決裁関係者の確認不足である。 (今後の対応策等) 電気使用料金の過納分を速やかに請負業者へ返還した。また、同様の事務処理ミスが生じないよう、再発防止に向け、全職員に周知し、注意喚起を図った。</p>		

監査対象所属	中北教育事務所	
監査対象期間	平成26年8月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置
<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b> 1) 複数校を兼務する初任者研修拠点校指導教員の旅費について、過払いとなっていたため、れい入を行っているが、金額の算定に誤りがあり、れい入額が過少となっていた。 (今後の対応策等) れい入額を再計算し、該当職員から過払いのれい入処理を行った。今後、なお一層関係法令等を確認し、適切な事務処理に努めていく。</p>		

監査対象所属	峡南教育事務所	
監査対象期間	平成26年9月～平成27年10月	
監査実施日	平成28年1月7日	
	監査の結果	講じた措置

<p><b>(指導事項) 1件 (給与1)</b> 1) 所得税の扶養控除の対象である扶養親族の数が、平成26年4月から減少した教員の給与について、扶養親族数を変更せず、所得税を過少に控除していた。また、年末調整は正しく行われていたが、平成27年1月以降も扶養親族数を訂正せず、所得税を過少に控除していた。 (今後の対応策等) 各学校へは年末調整入力時に会計課通知により指導しているところであったが、今後は年度初め時や研修会等においても注意喚起を行い、扶養親族数が適正かどうか確認する機会を増やせるよう努める。また、事務所</p>		
<p>1) (発生原因の検証結果) 早川中学校において、年度当初から職員の扶養親族数が減少していたが変更入力を失念してしまっていた。その後、年末調整時に親族数の変更が気づき、正しい扶養親族数を入力し年末調整を行ったので、その時点で入力したデータが毎月の給与から差し引かれる所得税の扶養親族数のデータとして反映されるものと思いき、修正入力しなかった。</p>		

の学校訪問時の確認事項にも加えて、適切な源泉徴収事務が行えるよう指導の徹底を図る。

監査対象所属	富士・東部教育事務所
監査対象期間	平成26年10月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月29日、12月1日
監査の結果	
講じた措置	

**(指導事項) 4件 (支出1、給与3)**  
 1) 常時所要の経費として有料道路通行料を資金前渡ししているが、平成26年12月分の精算を行った際に、繰越額と現金残高の突合を忘れたため、誤った金額の前渡資金精算書で精算されており、当月利用分1件が精算漏れとなっていた。また、当該利用分については、財務規則第72条第2項に定める期日を超えて精算されていた。

2) 明見中学校及び富士見台中学校において、職員の現金支給に係る給与が給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していた。(合計 39,526円)

1) (発生原因の検証結果)  
 平成26年12月分の有料道路通行料の精算を1月5日に行った際に、繰越額と現金の残額の突合を誤り、12月1日利用分1件が精算漏れとなっていた。また、後日これに気づき、当該利用分の精算を1月27日に行ったため、財務規則に定める精算期日を超えてしまった。  
 (今後の対応策等)  
 今後、このようなことのないよう、支払簿に記入し現金管理を徹底する。

2) (発生原因の検証結果)  
 明見中学校は、担当職員が事務処理に不慣れであったため現金支給に気づくのが遅れ、過年度の特殊勤務手当 3,000円が4日遅れの支給となっていた。また、富士見台中学校は、担当職員が休暇のため他の職員に支給を依頼していたが、事務処理に不慣れなため、過年度の扶養手当 36,526円が1日遅れの支給となっていた。  
 (今後の対応策等)  
 該当中学校から経緯を聴取し、再発防止を徹底した。

3) 初狩小学校の林間学校に係る旅費について、不要な旅行雑費を支給していた。

3) (発生原因の検証結果)  
 県外旅行を含む1泊2日の林間学校であったため、長野県を旅行した初日と同様に、県内旅行のみの2日目においても不要な旅行雑費4人分4,800円が過大支給されていたものであり、初狩小学校の旅費請求額りと当事務所の審査が不十分であったことが要因。  
 (今後の対応策等)  
 今後は旅行の行程がわかる資料で十分に目的地を確認するとともに、旅行命令書チェック時の学校への聞き取り確認を徹底し、再

4) スクールカウンセラーの報酬について、通勤手当が過大に支給されていたものがあった。

発防止を図る。  
 また、各小中学校に対して、担当研修などの機会を捉えて、旅費事務の適正処理徹底を指導していく。  
 4) (発生原因の検証結果)  
 支出命令書の入力ミスを決裁時に十分確認できず、1円が過大支給となっていた。  
 (今後の対応策等)  
 今後はミス等ないよう支出命令書チェックを複数で確認することを徹底し、再発防止を図る。

監査対象所属	総合教育センター
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月5日、12月21日
監査の結果	
講じた措置	

**(指導事項) 1件 (契約1)**  
 1) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)  
 「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の内容を正しく理解していなかったことが原因である。  
 (今後の対応策等)  
 通知の内容を改めて確認し、今後は通知に則って適正な契約事務を行う。

監査対象所属	図書館
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月4日、平成28年2月3日
監査の結果	
講じた措置	

**(指導事項) 1件 (物品1)**  
 1) 図書等の管理において不明・未返却資料が、次のとおり認められた。

①不明資料	352点
平成24年度	82点
平成25年度	39点
平成26年度	76点
平成27年度	549点
合計	68点(75点)
②未返却資料	57点(71点)
平成24年度	147点(3,408点)
平成25年度	4,509点(311点)
平成26年度	合計 4,781点
平成27年度	※ ()内は、平成26年12月10日時点の

1) (発生原因の検証結果)  
 ①不明資料  
 不明資料の発生原因としては、主として次の2点が考えられる。  
 ・正規の手続きを経ないまま館外へ持ち出され戻されない。  
 ・蔵書点検や書庫作業等の際に所定の場所になく所在が確認されない。  
 ②未返却資料  
 未返却資料は正規の手続きを経て貸し出されたが返却されない資料のことで、1日でも返却期限を過ぎれば未返却資料である。平成27年度予備監査日の未返却資料は4,509点だが、返却期限から3ヶ月以上経過した8月31日以前からの未返却資料は311点であ

未返却資料。平成27年度（内は、未返却資料のうち返却期限が8月31日以前のもの（平成27年12月4日時点で3回目の月末督促の対象になったもの）。

り、未返却資料の大半は期間を置かず返却されている。（今後の対応策等）  
 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。  
 ①不明資料  
 ・BOSゲート（不正持ち出し防止装置）を設置し、不正持ち出しの防止を図っている。  
 ・館内に防犯カメラを設置し、作動中であることを表示している。  
 ・職員による書架エリアの巡視の強化や協力員による館内外の巡視により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。  
 ・紛失の多い雑誌の最新号はカウンター内で管理し、閲覧希望があった際に職員が手渡ししている。  
 ・利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。  
 ②未返却資料  
 ・利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。  
 ・貸出の際、返却日を明記した貸出票を出し、返却期限の厳守をお願いしている。  
 ・返却期限が過ぎても返却されない場合は、各月末にハガキで、年度末にはハガキや電話で督促し、予約がある資料等については、随時督促を行って回収に努めている。  
 ・督促によっても資料を返却しないときは、「山梨県立図書館運営規則」に基づき、貸出の許可を与えない措置をとり、再発防止を図っている。

監査対象所属	博物館
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月12日、12月21日
	監査の結果
(指摘事項) 1件(予算1)	1) (発生原因の検証結果) 当該企画展を行うにあたり、開催期間は2か年度にまたがるものの、費用については明確に分けることができるため、債務負担の設定を行わず、単年度の予算要求を行ったが、一つの企画展として開催期間を通しての協定書を作成した。 このため、協定書作成の際には、当年度分の予算のみ確保されており、翌年度分の予算については議決を経っていない状態であったことから、協定書において当年度分を記載し、

(指導事項) 3件(給与2、契約1)  
 1) 扶養手当の支給終了に係る認定について、事実の生じた日が月の初日である場合は、支給の終期は前月までとなるが、終期を当月までとしたため、過払いとなっている。また、当該扶養者の認定取消に係る扶養親族届が未提出にもかかわらず、扶養手当の支給を終了していた。

翌年度の金額は記載しなかった。  
 (今後の対応策等)  
 指摘のあった債務負担行為の設定については、今後予算編成担当部局(学術文化財課、教育庁総務課、財政課)と協議を行い、適正な事務処理に努める。

1) (発生原因の検証結果)  
 支給の終期について、職員の認識不足があった。また、人事給与システムで手当支給廃止の処理を行い、扶養親族届へ終了年月日を記載したことをもって、事務処理を終えたものと誤認していた。  
 (今後の対応策等)  
 扶養親族届は該当職員から提出済み。過払いとなっている扶養手当については返還手続き中である。今後は規則を熟知し、手当てに係るチェックリストを活用して事務処理ミスが生じないようにする。  
 2) (発生原因の検証結果)  
 社会保険料算定の基礎となる標準報酬月額について、年金事務所からの改定通知が当月中旬以降だったため、適用が翌月からであると誤認してしまった。  
 (今後の対応策等)  
 不足分については当該職員から徴収済み。今後は改定時期や適用月を確認し、事務処理ミスが生じないようにする。  
 3) (発生原因の検証結果)  
 出納局長通知については長期継続契約を締結できる契約を示したものであり、単年度契約を行う場合は協議等不要と認識していた。  
 (今後の対応策等)  
 今後は運用に則って、出納局長への協議を行う。

監査対象所属	考古博物館(理蔵文化財センター)
監査対象期間	平成26年10月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月2日、平成28年1月22日
	監査の結果
(指摘事項) 1件(その他1)	1) 給与に関する事務や物品に関する事務等、財務に関する事務について、指導事項に該当する不適切な事務処理が多数あった。 指導事項 5件(給与1、物品3、財産1) ①JR使用による旅費において、往復同一区間でかつ片道60.1km以上の乗車賃に對
	1) 指導事項の各項目については、対応可能な項目は速やかに対応するとともに、継続的な対応が必要な項目は、改善に努めていく。 今後は、事務処理ミス等の再発防止に向けた対策等を参考に事務処理の適正化を図る ① (発生原因の検証結果) JR使用による旅行で片道60.1km以上

<p>し、往復割引の適用をしていないものがあった。</p>	<p>の場合は往復割引の適用があることを、担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 旅費制度及びその取扱について担当者をはじめ各職員へ再度周知徹底を図った。今後は所属内でのダブルチェックを徹底し、同様のミスのないよう努める。</p>
<p>②平成26年10月に購入した切手について、財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿に記載されていなかった。また、郵便切手類受払簿が同規則で定められた様式となっていなかった。</p>	<p>②(発生原因の検証結果) 購入(受入)即日に払い出す切手であっても受払簿に記載が必要であることを、担当者が理解していなかった。 (今後の対応策等) 受高・払高を帳簿に記載するとともに、様式を財務規則で定めるものと修正した。また同様なミスが生じないよう規則、通知等を確認し事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>
<p>③財務規則第151条関係運用通知に基づく備品の現品確認について、一部帳簿と現品が一致していないものがあった。</p>	<p>③(発生原因の検証結果) 現品確認の徹底を怠ったことによる。 (今後の対応策等) 再度現品確認を行い、帳簿を修正した。今後は正確な確認を徹底する。</p>
<p>④賃借物品である風土記の丘研修センター電子複写機外2件について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていなかった。</p>	<p>④(発生原因の検証結果) 長期継続契約による賃借の場合であっても占有物品受入調書の作成が必要であることを、担当者が理解していなかった。 (今後の対応策等) 当該賃借物品の占有物品受入調書を作成した。今後は占有物品受入調書及び占有物品抽出調書の作成について、失念することがないよう、所属のチェック体制を整えたうえで同様の事例の発生防止に努める。</p>
<p>⑤公有財産の使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていないものがあった。</p>	<p>⑤(発生原因の検証結果) 同規則に基づく移動報告書の提出が必要であることを担当者が認識していなかった。 (今後の対応策等) 同規則第50条第2項により、速やかに報告した。今後は規則に基づき迅速かつ適正な報告を行うよう努める。</p>

監査対象所属	文学館
監査対象期間	平成26年9月～平成27年8月
監査実施日	平成27年11月10日、平成28年1月29日
	監査の結果
(指導事項) 1件(契約1)	1) (発生原因の検証結果) 出納局長通知については長期継続契約を締結できる契約を示したものであり、単年度契約

<p>を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。</p>	<p>約を行う場合は協議等不要と認識していた。 (今後の対応策等) 今後、長期継続契約の対象となる委託契約について、出納局長通知に定められたものと異なる取扱をするときは、出納局長に協議を行うよう全職員に周知した。なお、当該委託契約については、システム更新に合わせて、平成28年1月から長期継続契約に移行している。</p>
---	--

監査対象所属	北杜高等学校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年9月
監査実施日	平成27年12月15日
	監査の結果
(指導事項) 1件(契約1)	1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約の対象となる委託契約について、単年度契約が行われていたが、「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」の通知に基づく出納局長への協議が行われていないものがあった。 (今後の対応策等) 運用通知の内容について理解を深めるよう、担当内での認識の共有を図った。運用通知と異なる取扱をする場合の手続きについて、来年度の契約より出納局長への協議を行うよう事務の是正を図った。

監査対象所属	韮崎工業高等学校
監査対象期間	平成26年8月～平成27年7月
監査実施日	平成27年10月28日、12月24日
	監査の結果
(指導事項) 3件(収入1、物品1、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 過年度分 先数 1件 39,600円 1) (発生原因の検証結果) 債務者本人の所在が不明であり、保護者、連帯保証人との連絡もとれない状態が続いたため。 (今後の対応策等) 改めて市役所に住民票の交付を申請したところ、債務者本人が他市へ転出していることが判明。 現住所を訪問し居住を確認するとともに、催告書を差出したところ、平成27年12月から12回の分割納付誓約書が本人から提出された。 平成27年12月以後は、この誓約書に基づき毎月3,300円が納付され、現在までに合計9,900円が納付されている。
	講じた措置